

第32回 道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和3年3月8日(月) 10時00分～11時30分
開催場所	市庁舎18階共用会議室みなと5
出席者	<p>(検討会委員) 西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市) 事務局及び関連部署 井上計画調整部長 桐山企画課長、北川企画課担当係長、平尾企画課員、中島企画課員 山浦道路部長 山本管理課長、小原管理課占用係長、小野澤管理課員、田島管理課員</p>
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(傍聴者1人、記者0名)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の公開・非公開について 2 審査基準の改定について 3 有効活用を図る場所の適地・利用計画の策定に関する審議 <ol style="list-style-type: none"> ①保土ヶ谷区東川島町所在地 ②青葉区美しが丘西所在地 ③港南区丸山台A所在地 ④港南区丸山台B所在地 ⑤金沢区六浦所在地 4 提案書の審査 <ul style="list-style-type: none"> ・旭区二俣川2丁目所在地
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の一部を「非公開」とする。 2 審査・評価基準(案)のとおり、改定する。 3 以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> ①保土ヶ谷区東川島町所在地は、利用用途を指定せず、公募して提案を受け付けることとした。 ②青葉区美しが丘西所在地は、利用用途を駐車場及び駐輪場施設とし、占用入札制度で公募をすることとした。 ③港南区丸山台A所在地は、利用用途を駐輪場施設とし、占用入札制度で公募をすることとした。 ④港南区丸山台B所在地は、利用用途を駐車場施設とし、占用入札制度で公募をすることとした。 ⑤金沢区六浦所在地は、利用用途を駐車場施設とし、占用入札制度で公募をすることとした。 4 旭区二俣川2丁目所在地は、東武不動産株式会社を利用候補者に選定した。

議 事	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>(西田会長) 会議の公開・非公開について説明してください。</p> <p>(事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)及び、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合や公平かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、委員会の決定により非公開とすることができるとしています。</p> <p>事務局からの提案としましては、提案書の審査に関する事項については、審議開始時から「非公開」とし、その他の事項については、「公開」とさせていただきたいと思えます。</p> <p>(西田会長) ただいま、事務局から本日の検討会について、一部を「非公開」とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。</p> <p>(委員全員) 異議なし。</p> <p>(西田会長) では、事務局案のとおり、提案書の審査に関する事項は「非公開」、その他の事項については「公開」といたします。</p> <p>2 審査基準の改定について</p> <p>(事務局) 資料1について説明。</p> <p>(西田会長) 委員の皆様、ご意見・ご質問はございますでしょうか。</p> <p>(委員全員) 特にありません。</p> <p>(西田会長) 事務局の説明内容について、検討会として確認いたしました。</p> <p>(事務局) 改定の準備が整い次第、総合評価方式の占用入札を導入していきます。</p> <p>3 有効活用を図る場所の適地の審議、利用計画の策定に関する審議</p> <p>①保土ヶ谷区東川島町所在地について</p> <p>(西田会長) それでは、有効活用を図る場所の適地の審議に入ります。事務局は、資料2の①保土ヶ谷区東川島町について説明してください。</p> <p>(事務局) 資料2の①保土ヶ谷区東川島町について説明。</p> <p>(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(委員全員) 特にありません。</p> <p>(西田会長) 適地と利用計画については特にご異論、ご意見はないようですので、適地として利用計画は事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。</p> <p>(委員全員) はい。</p> <p>(西田会長) 了承されましたので、保土ヶ谷区東川島町について、適地であることと利用計画は事務局案のとおりとして、企画提案による選定が妥当であるとし、意見を集約いたします。</p>
-----	---

②青葉区美しが丘西所在地について

(西田会長) ②青葉区美しが丘西について説明してください。

(事務局) **資料2の②青葉区美しが丘西所在地について説明。**

(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。

(榎本委員) 青葉区美しが丘西の案件は、建築不可の条件や土地の広さ等により占有入札制度とするとのことですが、企画提案との区分けについて、どのようにお考えなのかお聞かせください。

(事務局) お手元の資料1(2)制度の活用基準にも表記しておりますが、本案件は、建築不可で敷地の形状からも用途が限定的です。また、既に駐車場として活用されており、価格の競争性が見込めると判断し、財源確保の観点から、金額の多寡で利用者を決定する価格評価方式の占有入札としました。

(西田会長) 10年の活用のなかで、現在の利用状況について、特に不都合なく、運営・管理をされていたのでしょうか。

(事務局) 近隣住民から利用状況に関するご意見をいただいた記録はありません。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地と利用計画については特にご異論、ご意見はないようですので、適地として利用計画は事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 了承されましたので、青葉区美しが丘西について、適地であることと、利用計画は、事務局案のとおりとし、占有入札制度を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

③港南区丸山台A所在地について

(西田会長) ③港南区丸山台Aについて説明してください。

(事務局) **資料2の③港南区丸山台A所在地について説明。**

(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。

(吉田委員) 横浜市 of 工事着手等までの間は、道路管理者との協議により、占有期間を延長できるとありましたが、現在活用されている土地は工事着手後、利用できなくなるのでしょうか。

(事務局) その通りです。当該地は、代表幅員32mの都市計画道路横浜藤沢線で、現在は4車線で暫定供用されており、未供用部分を活用しています。当該地の南側に行くとT字路になっており、そこから先の栄区飯島町あたりまではまだ整備されておりません。将来、横浜藤沢線が整備されるまでの間の暫定利用となります。

(榎本委員) フェンスに関して、「原則、既存のフェンスを撤去し、新たな占有者に設置してもらう」とのことですが、占有者に求める措置について

て、資料2別紙3のどの部分で読み取るのでしょうか。

(事務局) 資料2別紙3のクの条件に、「道路構造物以外の駐輪場施設(以下、駐輪場施設。前記アスファルト舗装を除く。)は、現占用者において施工されたものであり、現占用許可の占用期間満了時には撤去されるため、入札占用計画は、駐輪場施設の設置を自己の負担で行うものとして策定すること。」とあり、駐車場施設の中に、フェンスも含まれます。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地と利用計画については特にご異論、ご意見はないようですので、適地として利用計画は事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 了承されましたので、港南区丸山台Aについて、適地であることと、利用計画は、事務局案のとおりとし、占用入札制度を利用した占用者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

④港南区丸山所台B所在地について

(西田会長) ④港南区丸山台Bについて説明してください。

(事務局) **資料2の④港南区丸山台B所在地について説明。**

(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。

(委員全員) 特にありません。

(西田会長) 適地と利用計画については特にご異論、ご意見はないようですので、適地として利用計画は事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 了承されましたので、港南区丸山台Bについて、適地であることと、利用計画は、事務局案のとおりとし、占用入札制度を利用した占用者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

⑤金沢区六浦所在地について

(西田会長) ⑤金沢区六浦について説明してください。

(事務局) **資料2の⑤金沢区六浦所在地について説明。**

(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。

(委員全員) 特にありません。

(西田会長) 適地と利用計画については特にご異論、ご意見はないようですので、適地として利用計画は事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 了承されましたので、金沢区六浦について、適地であることと、利用計画は、事務局案のとおりとし、占用入札制度を利用した占用

者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

4 「旭区二俣川2丁目」提案書の審査について

(西田会長) 提案書の審査に移る前に、事務局から留意事項についての説明をお願いします。

(事務局) 審査を開始する前に、公平・公正な審査を行っていただくために、ご説明させていただきます。

運営要綱第4条第2項では、委員の皆様は、直接間接を問わず、提案に参加してはならないことと、仮に提案に参加したことが判明した場合は、検討会は、その提案を審査・評価等の対象外とすることとなっています。

また、事務取扱細則第9条では、「委員自らが、不公平な審査をする恐れがあると認める場合、又は審査の不公平さを疑われる恐れがあると認める場合は、その申出により、他の委員の同意を得て、当該案件の審査を回避することができるものとする。」とされています。

委員の皆様には、今一度、提案事業についてこれらに該当していないかを御確認いただきたいと思います。

(西田会長) ただ今、事務局から説明がありました。

委員の皆様は、直接間接を問わず、提案に参加していないということでしょうか。

また、審査を自主的に回避する必要があるということでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) 全ての委員が提案に参加していないこと、及び審査を自主的に回避する必要があることを確認できましたので、事務局は記録してください。

(事務局) 記録しました。

(西田会長) では、本日の審査に移りたいと思います。

委員の皆様は、提出された利用提案書を資料2の審査基準と照らし合わせながら採点をされたことと存じます。

資料4-1と4-2は、その提案の集計表と内訳表ですが、事務局は資料の説明をお願いします。

(事務局) 資料4-1に記載のとおり、今回の募集に対する利用申込数は、4件です。また、事務局で提案内容を審査し、4件とも有効でしたので、有効数は4件となっております。

提案事業の利用用途、利用を希望する期間は、資料4-2のとおりです。

	<p>会長により、運営要綱第7条第1項の規定に従って会議の一部非公開を宣告</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>— 非公開 —</p> <p>※審査の上、利用候補者が選定されました。</p> </div> <p>5 その他 事務局から次回の日程等についての説明</p>
<p>資 料 その他</p>	<p>1 資料 第32回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他 ・第33回道路高架下等利用計画検討会の開催時期は5月下旬から6月上旬頃を予定。</p>